

令和8年度 新規申込

小山町保健師等修学資金のご案内

対象となる方

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士の資格を取得するために進学又は在学する方で、卒業後取得した資格を活かして、**小山町役場又は町内の医療、保健及び福祉のサービスを提供する施設**などで町民のために働きたいと思っている方。
年齢・職歴などは問いません。また、貸付期間や卒業後の住所の制限はありません。

貸与の金額と期間

- ・月額 5万円以内（御殿場看護学校の場合は月額8万円以内）
- ・申請日以後の養成所に在学する期間（前期・後期の年2回、指定口座に入金）

申請方法

事前準備	健康増進課で申請書類を受取り・提出書類の準備	
申込み	4月末日までに健康増進課へ提出（年度途中の申請は随時受付）	
	提出書類	<input type="checkbox"/> 修学資金貸与申請書 <input type="checkbox"/> 最終学校の成績証明書 <input type="checkbox"/> 入学許可書又は在学証明書
結果	審査結果通知	
決定者のみ追加書類提出	提出書類	<input type="checkbox"/> 修学資金借受承諾・誓約書 <input type="checkbox"/> 保証人の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 身上調書 <input type="checkbox"/> 修学資金口座振込依頼書

返還について（町内の医療機関などに勤務することができなかった場合）

卒業した月の翌月から貸付を受けた月数の期間内に返還。

返還方法 ①一括 ②半年賦（半年ごとに6か月分） ③月賦（毎月1か月分）

※病気など特別な理由のために規定の期間内に返還することが難しい場合は、届出により返還を伸ばすことができる場合があります。

免除について（町内の医療、保健及び福祉のサービスを提供する施設等に勤務した場合）

返還免除の対象施設

- ・小山町役場
- ・町内の医療機関（病院・診療所等）
- ・町内の介護施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設等）
- ・町内の福祉施設（障害者福祉施設等）

全額免除	卒業後すぐに職員となり、貸与を受けた月数に相当する月数勤務した場合
修学資金の貸与月額に勤務月数を乗じた額を免除	卒業後すぐに職員となり、貸与を受けた月数に満たない月数勤務して退職した場合
修学資金の貸与月額に勤務月数を乗じた額を免除。ただし、すでに償還した金額については、返還しない。	修学資金の償還中に職員となった場合

お問い合わせ

小山町健康増進課

所在地:小山町小山 75-7 健康福祉会館(ふじみセンター)内
電話:0550-76-6668